

平成29年2月

# 独立行政法人日本学術振興会 若手研究者海外挑戦プログラム 平成29年度募集要項

## 1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、海外という新たな環境へ挑戦し、3か月～1年程度海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供することを通じて、将来国際的な活躍が期待できる豊かな経験を持ち合わせた優秀な博士後期課程学生等の育成に寄与する「若手研究者海外挑戦プログラム」を平成29年度より新たに開始します。

## 2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

## 3. 採用予定数

約140名

※平成29年度予算の状況により変更されます。

## 4. 申請資格

次の要件を全て満たしている者であること。

- ① 平成29年4月1日現在、我が国の大学院博士後期課程に在籍する者
- ② 申請時かつ採用時において日本国籍を持つ者又は、日本に永住を許可されている外国人
- ③ 連続して3か月以上、研究のために海外に滞在した経験がない者（申請時において既に研究のために海外に滞在中で、連続して3か月以上海外に滞在する予定の者も申請できません。）

ただし、日本学術振興会特別研究員を対象として別途募集している「若手研究者交流事業」[http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd\\_user-haken.html](http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_user-haken.html) と重複しての申請はできません。

## 5. 派遣期間

派遣開始日から3か月～1年

派遣開始日：採用内定後（平成29年8月頃）～平成30年3月31日

## 6. 派遣先機関

海外の特定の優れた大学等研究機関。

なお、次に挙げる機関等は派遣先機関として認められません。

- ・我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等
- ・営利を目的とした民間研究所等

## 7. 支給経費

- (1) 往復航空賃（日本国内の移動分は除く。）
- (2) 滞在費（派遣国によって異なる。派遣期間に依らず1件当たり100～140万円）
- (3) 研究活動費（派遣先機関の請求書に基づきベンチフィーを支給。上限20万円）

## 8. 申請手続

申請は、申請時点（申請書受付期間時点）で所属している機関を通じて申請してください。申請書を直接本会へ提出した場合には受け付けません。

申請機関担当者は、各機関申請者からの提出書類を以下のとおり揃え、機関長による公文書を付した上で申請受付期間内に提出してください。

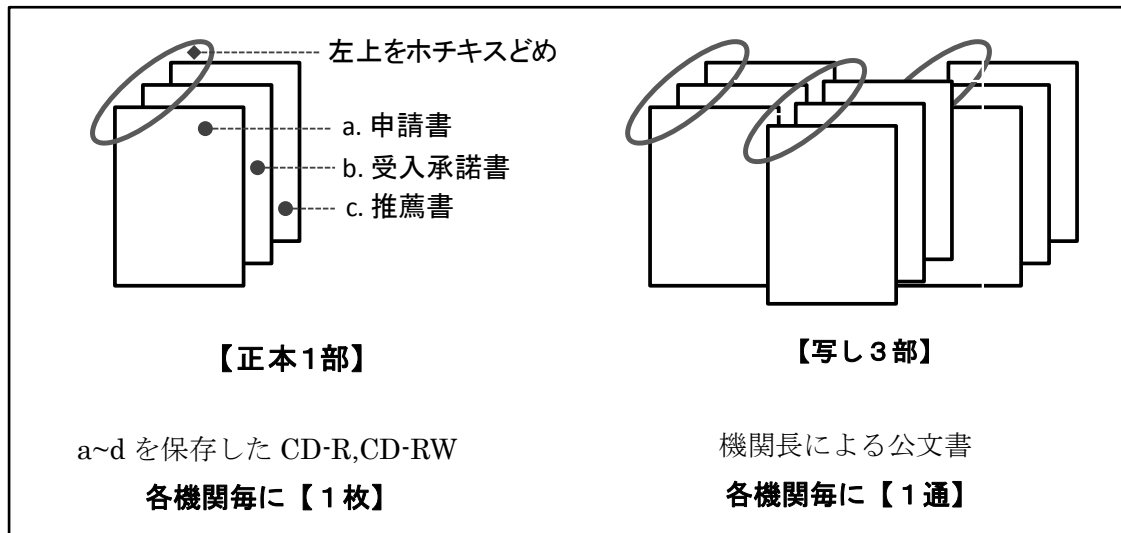
### (1) 提出物

#	名称	部数	備考
a	申請書	正本1部 写し3部	所定の様式に記入し、それぞれモノクロA4判両面コピーにて提出してください。
b	受入承諾書	正本1部 写し3部	派遣先における受入研究者が申請者の受入を承諾していることを示す文書。電子メールの写しでも可。
c	推薦所見	正本1部 写し3部	指導研究者等1名からの推薦所見を添付してください。2枚以内（両面コピー可）としてください。
d	申請データ	1ファイル	所定のExcelファイルにデータを入力してください。機関毎に1ファイルとすること。
e	a～dの電子データを保存したCD-R, CD-RW	機関毎に1枚	a～cは申請者毎に1ファイルに結合したpdfファイル、dはExcelファイルにて保存してください。ファイル名は例のとおりとしてください。機関番号については、以下のURLを参照の上該当する機関番号を記入してください。 <a href="https://www-kaken.jsps.go.jp/kaken1/kikanList.do">https://www-kaken.jsps.go.jp/kaken1/kikanList.do</a> a～c. 申請書・受入承諾書・推薦所見： 2017_[機関番号5桁]_[半角英小文字氏名]_form.pdf 例) 2017_00000_TakahashiTaro_form.pdf d. 申請データ： 2017_[機関番号5桁]_[機関名(略称可)]_data.xls/xlsx 例) 2017_00000_Gakushindai_data.xls/xlsx

## (2) 提出方法

上記の提出書類は、a～cを順番に1部ずつ重ねて左上をホチキスでとめ、正本を一番上にして提出してください。提出書類の写しは審査の資料となるので、落丁その他の誤りがないように複写してください。

提出物の配達遅延、紛失等については原則考慮いたしませんので、特定記録郵便等、本会への到着が確認可能な提出方法を使用してください。本会への到着確認問合せには対応いたしません。



## (3) 申請受付期間

平成29年5月15日（月）～5月19日（金） 17：00【必着】

## 9. 選考及び審査結果の通知

### (1) 選考

本会の特別研究員等審査会による書面審査及び合議審査により採用者を決定します。主要な審査方針は、以下のとおりです。

- ① 海外での研究に新たに挑戦することによって、研究に大きな進展が見込まれること。
- ② 申請者と受入研究者との事前交渉が明確で、研究計画が具体的かつ実現可能性があると認められること。
- ③ 優れた研究能力を有し、海外での研究経験を通じて、将来の活躍が期待できること。

### (2) 審査結果の通知

審査の結果は、平成29年8月頃に本人宛に通知するとともに、申請時の機関長宛に併せて通知します。選考結果に関する個別の問い合わせには応じません。

## 10. 採用内定後の手続

採用者には、本会からの指示に従って、手続を進めていただきます。また、特別研究員採用中の場合には、採用内定通知後に、特別研究員の海外渡航届の提出をお願いします。

詳細については、採用者に連絡します。

なお、採用内定後の諸手続において、外国人の場合のみ（「4. 申請資格」参照）外国人登録証明書などの日本に永住を許可されていることを証明する書類の提出が必要です。永住許可年月日が申請時以前であることが確認できるものを提出してください。指定の期日前までに提出できない場合は、採用されません。

### 1.1. 採用者の遵守事項等

本事業で採用が決定し、派遣される場合には次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 研究計画に基づいて研究に専念しなければなりません。なお、研究計画、派遣先機関、海外における受入研究者、派遣期間について、研究遂行上の理由により変更する必要がある場合、その理由を示して本会の承認を求めなければなりません。
- (2) 特別研究員採用中の場合は、特別研究員の遵守事項を遵守しなければなりません。
- (3) 派遣期間終了後1か月以内に報告書（様式指定）を提出しなければなりません。
- (4) 本プログラムに申請した研究計画の遂行に必要であれば、他のフェロウシップ等との重複受給が可能です。また、申請書記載の期間より延長して滞在することは、研究遂行上やむを得ない場合可能ですが、延長したとしても滞在費の追加支給はありません。
- (5) 一時帰国は、原則できません。
- (6) 派遣期間中、海外の大学・大学院等に単位取得又は学位取得が義務となる入学はしてはいけません。
- (7) 研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用を行ってははいけません。なお、採用開始までに研究倫理教育教材を履修等してください。
- (8) その他、公序良俗に反する行為を行ってははいけません。

上記の遵守事項に違反、又は研究課題の遂行が困難と本会が判断した場合は、経費の支給を停止し（航空賃の支給停止を含む。）、原則、支給済みの経費の返還要求を行います。

なお、出入国を確認するために、派遣期間を終了し帰国した際に、パスポート等の提出を求めることがあります。

### 1.2. その他

#### (1) 申請および申請書類について

- ① 申請は1人1件とします。申請書は、本会所定の様式を使用してください。
- ② 申請書の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
- ③ 提出された申請書類は、返却しません。
- ④ 本事業での採用は一回限りとします。一度採用された方は、次回以降の募集には応募できません。
- ⑤ 申請書に重大な虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。

## (2) ビザ等について

- ① 派遣国に滞在するためのビザ等の申請については、本会は一切関わらないので留意してください。また、ビザ申請等によって発生する問題（渡航が困難になる等）についても本会では対応できません。申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配してください。
- ② 採用者の派遣先機関と本会とは、調整等一切行いません。
- ③ 本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。

## (3) 個人情報の取り扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会が行う事業の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

本事業に採用された場合、氏名、申請時における所属・職、申請領域・分科・細目、研究課題名、派遣先機関名及び報告書が公表される可能性があります。

## (4) 研究倫理教育教材の履修義務

本事業で採用される者には、研究上の不正行為を未然に防止するため、研究倫理教育教材の履修等が義務づけられています。

このため、採用内定後の手続きの中で、自ら研究倫理教育教材を履修等し、不正行為を行わないことについて誓約する旨の文書を提出していただきます。

## (5) 採用終了後の調査への協力義務

我が国の学術の振興や本事業の充実等を図るため、本事業採用経験者に対し、採用終了時およびその後の10年間程度まで、就職等の現況調査等を行うことがあります。本調査への協力を採用の条件とするので、ご承知ください。

### 13. 事業に関する問い合わせ先

<b>【申請書類提出先】</b> その他事業に関する全般的なこと、 申請に関すること	独立行政法人 日本学術振興会 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 人材育成事業部海外派遣事業課 若手研究者海外挑戦プログラム担当 Tel : 03-3263-1943 Fax : 03-3237-8305 Email : toku-haken@jsps.go.jp
特別研究員制度に関わること (海外渡航関係等)	人材育成事業部研究者養成課 特別研究員事業担当 Tel : 03-3263-4998 Fax : 03-3222-1986